11 中山間地域等直接支払交付金

【28,463(25,917)百万円】

- 対策のポイント ---

高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、 農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払いを実 施します。

<背景/課題>

- ・中山間地域等直接支払制度については、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度 として見直した上で、第3期対策(平成22年度~平成26年度)として実施していると ころです。
- ・平成23年度においては、約68万ha(対象農用地の約8割)の農用地で本制度に取り組んでいるところですが、中山間地域等の農業・農村の多面的機能を維持し、耕作放棄や集落機能の低下を防止するには、更に多くの集落等が本制度を活用し、継続的な農業生産活動に取り組んでいただく必要があります。

政策目標

耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域等の農用地7.7万haの減少を防止(平成22年度~26年度)

<主な内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 28,090(25,544)百万円 中山間地域等において、地目や傾斜等の条件に応じた単価の交付金を、協定に基 づき農業生産活動を継続して行う農業者等に農用地面積に応じて交付します。

また、本制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額を加算します。

補助率:定額(田(急傾斜):21,000円/10a、畑(急傾斜):11,500円/10a 等) 事業実施主体:地方公共団体

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

373 (373) 百万円

都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を確保します。

補助率:定額

事業実施主体:地方公共団体

「お問い合わせ先:農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359(直))]

中山間地域等直接支払制度の概要

【28, 463(25, 917)百万円】

中山間地域等直接支払制度の内容(平成22~26年度)

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農用地を維持し、多面的機能の確保を図るため、集落協定等に基づき耕作等を行う農業者に交付金を交付

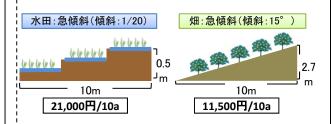
【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域 地域振興8法等:特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、 沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法及び東日本大震災復興特別区域法

【対象農用地】

基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

◎ 主な交付単価



地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500

- ◎ 平成23年度から、一部以下のように見直し。
 - (1)地域振興8法地域内の農用地であって、傾斜地と同等の条件不利性が認められる特認農用地について、傾斜地と同等の条件で交付金を交付。
 - (2) 交付金の2分の1以上は農業者個人に支払うことを原則。 なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能。

集落連携促進加算(H25拡充)

本制度に取り組んでいる集落が、 これまで取り組んでこなかった集落 等と連携しながら、当該地域の活性 化を担う人材の確保等に向けた取 組を行う場合に、交付額を加算



- ○集落間の連携による集落協定の締結
- ○当該地域の活性化を担う人材の受入活動・体制整備